令和9･10年度　**岩見沢市（建設工事等）**

建設工事等競争入札参加資格審査申請要領

令和９・１０年度において岩見沢市が発注する建設工事等（建設工事の請負及び設計、測量等の工事関連業務）の契約に係る競争入札参加資格審査申請の受付を次の要領で実施します。

なお、資格者として名簿に登録されたことによって、必ず発注があるということではありません。

第Ⅰ　競争入札参加資格について

１　審査基準日

令和８年１２月１日（随時申請にあっては、**第Ⅱの２**に示すとおり）

２　入札参加者の資格要件

(1) 基本的資格要件（欠格要件）

次の各号に該当する者は、資格審査申請をすることができません。

①　未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人。ただし、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く（地方自治法施行令（以下｢政令｣という。）第１６７条の４第１項第１号)。

②　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（政令第１６７条の４第１項第２号）

③　暴力団員（岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第３２号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する「暴力団員」をいう（以下同じ。)。）又は暴力団関係事業者（条例第２条第４号に規定する「暴力団関係事業者」をいう。）に該当する者

④　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者（政令第１６７条の４第１項第３号）

⑤　契約の締結及び履行に関して不正又は不誠実な行為等を行い、資格の排除を受けている者（政令第１６７条の４第２項)。ただし、資格の排除が令和９年３月３１日（随時申請にあっては、申請しようとする日の前日）までに終了する者を除く。

⑥　法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に滞納がある者

⑦　本店及び契約締結権限等の委任を受けた者（以下「受任者」という。）が所在する市町村税（特別区にあっては都税）に滞納がある者

⑧　本市の市税に滞納がある者

(2) 建設工事等の種別による要件

ア　建設工事の資格要件

①　審査基準日において、登録を希望する入札参加資格の種類（以下「工事等種別」という。）に対応する建設工事の許可のうちいずれかを有し、かつ、その許可を受けてから２

年以上当該建設業を営んでいること（工事等種別に対応する建設工事の種類については、（別紙１）を参照のこと。）。また、支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合には、受任者が同様の要件を満たしていること。

② ①の許可を受けた建設工事について、経営事項審査の結果通知及び総合評定値（Ｐ点）の通知を受けていること（経営事項審査の基準日（＝決算日）が令和７年９月２日（随時申請の場合にあっては、**第Ⅱの２**に示す資格有効期間初日の１年７か月前の日の直後の事業年度の終了の日）以降で、かつ、最新のものであること。）。

③ ②の経営事項審査の結果通知において、申請する工事等種別に対応する建設工事について、完成工事高があること。

④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険のすべてに加入している事業所であること。ただし、加入義務のない事業所については、この限りでない。

⑤ 合併に伴い新たな法人となった者または事業譲渡を受けた者については、事業期間を通算して２年以上当該建設業を営んでいること。

イ 設計、測量等の工事関連業務（以下「設計等」という。）の資格要件

a 共通要件

① 審査基準日において、入札への参加を希望する工事等種別に関し、引き続き１年以上その事業を営んでおり、直前１か年度決算期にその事業の売上高を有していること。
（共同審査で道路清掃に区分される「道路除雪」～「区画線設置業務」においては、その業種ごとの実績があること。）

② 支店・営業所等に契約締結権限等を委任する場合には、受任者が同様の許可等を有していること。

b 工事等種別による要件

① 建築設計の資格にあっては、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）に基づく一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を希望とする場合は、この限りでない。

② 測量の資格にあっては、測量法（昭和２４年法律第１８８号）に基づく測量業者の登録を受けていること。

③ 道路除雪又は施設等保全管理（道路・河川維持）の資格にあっては、土木一式工事の建設業許可を有していること。

④ 施設等保全管理（公園・街路樹等管理）の資格にあっては、造園工事の建設業許可を有していること。

⑤ 区画線設置業務の資格にあっては、塗装工事の建設業許可を有し、建設工事の塗装も合わせて登録すること。

３ 契約締結権限等の委任について

入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの権限を資格の有効期間を通じて、支店・営業所等に委任しようとするときは、共同審査共通書類の「年間委任状（様式 13)」の委

任状を提出してください。なお、委任については、その一部の権限だけを委任することはできません。

また、当該受任者が希望する資格に対応する許可又は登録（２の(2)に掲げる要件を満たすもの。）を有していないときは、委任をすることができません。

４　協同組合等の取扱い

中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）の規定に基づき設立された事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づき設立された協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の(2)のうち、営業年数に関する資格要件を適用しません。

①　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有しているとき。

②　設立の際に、構成員の過半数が競争入札参加資格を有しているとき（企業組合又は協業組合に限る。）。

第Ⅱ　資格審査の申請について

１　申請の方法

一般財団法人北海道建設技術センターが実施する北海道市町村入札参加資格共同審査システムによりインターネットから申請を行ってください。

方法等については、ポータルサイトに掲載されている「北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き」や「様式等」をご参照ください。

(1) 受付方法　電子申請

(2) 申 請 先　北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル

（URL：https://www.hoctec.info/kyoshin/）

(3) 共同審査に関する問合先

一般財団法人 北海道建設技術センター 市町村支援課 入札参加資格審査担当

TEL　：０１１－７３３－２３２２　※土日祝日を除く９時から１７時まで

E-mail:kyoshin@hoctec.or.jp

(4) 対象業種

建設工事編	一般土木、舗装、建築、管、電気、鋼橋上部、塗装、造園、機械器具設置
測量・建設コンサルタント等業務編	測量 地質調査 土木設計 建築設計 設備設計 技術資料作成 道路除雪（車歩道除雪・排雪・雪捨場管理） 施設等保全管理（道路・河川維持、漏水調査、埋設管渠調査・清掃、公園・街路樹等管理、敷地内草刈等維持管理、敷地等除雪、上水道施設維持管理、下水道施設維持管理） 区画線設置業務

２　申請の時期

【定期受付】

受付期間　　令和８年１２月１０日（木）～令和９年１月２９日（金）

（ただし、開始日は午前９時から、最終日は午後５時３０分まで）

資格の有効期限　令和９年４月１日～令和１１年３月３１日（２年間）

【随時受付】

新規名簿登録、工事等種別の追加について、随時審査の受付を行います。随時受付の審査基準日、受付期間、資格の有効期間については北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引きを参照してください。

３　申請書類等

共同審査共通様式及び岩見沢市が独自に定めた個別様式は、北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトからダウンロードできます。

添付する書類等については電子データ（PDF 形式）により北海道市町村入札参加資格共同審査システムで提出してください。

なお、書類に虚偽の記載をした場合、又は重要な事実を記載しなかった場合には、競争入札参加資格を受けられず、又は認定後にあっては資格を取り消されることもあります。

(1) 共通様式

システムから自動で作成されるもの、Excel や PDF の標準様式から申請者が作成するもの、公共機関等が発行する証明書等に分類されます。詳しくは「北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き」を参照してください。

(2) 個別書類（岩見沢市独自様式）**※今回から様式を変更していますので、必ず新しい様式にて提出してください。**

ア　令和９・１０年度岩見沢市建設工事等競争入札参加資格審査申請業種一覧表

【岩見沢市様式－１】

関係する希望申請覧に「○」を付して本一覧表を提出してください。「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等業務」の両方を申請する場合は１枚にまとめず、別で作成してください。対応する建設工事の種類や内容については（別紙１）を参照してください。「測量」、「地質調査」、「土木設計」、「技術資料作成」への申請の場合は申請者名を記載し、提出してください。

イ　営業所に係る調査票【岩見沢市様式－２】

本市内の支店等を受任者とする『準市内業者』に該当し、その認定を希望する申請者は、本調査票を提出してください。認定を得られない又は希望しない資格者につきましては、本市内に営業所を有していても、入札の参加要件として市外の営業所と同じ取り扱いとなります。本調査票を提出した申請者に対しては、後日、確認のための訪問調査を行う場合があります。準市内業者の認定要件は下記のとおりです。

①　営業所等を岩見沢市内に有し、かつ、本店から契約締結等の権限に対する委任状が提

出されていること。

② 前号の営業所等は、審査基準日（令和８年１２月１日。随時申請にあっても同じとする。）現在において２年（設計等にあっては、１年）以上事業を営んでいること。

③ 事業用の建物であること。また、兼用住宅にあっては、居住部分と事業用部分が完全に分離しており、入口も別であること。

④ 営業所の所在を明らかにした看板又は表札を設置し、独立した事務所とし形態を整えていること（他社等と同居的な間仕切りのみの形態は認めない。）。

⑤ 営業に必要な固定電話、ファクシミリ及び事務用什器等を専用で備えていること。

⑥ 営業所の代表者以外にも直接雇用した職員が配置されており、常時連絡が取れる体制にあること。

⑦ 建設業法等の規定に基づき、入札参加資格を有する登録工種に係る技術者（建築設計及び測量にあっては、法令に定められた技術職員）が専任で配置されていること。

⑧ 営業に係る帳簿類や職員の出勤簿を常に備えていること。

⑨ IC カードによる岩見沢市電子入札システムへの利用者登録を完了している場合にあっては、当該システムの利用に必要な設備等を整えていること。

ウ 発注者別評価事項審査に必要な書類

本市の格付対象工事（一般土木、舗装、建築、管、電気）への入札参加資格を希望する申請者は、「建設工事競争入札参加資格における等級格付けについて」（別紙２）を参照のうえ、必要書類を提出してください（必要書類が提出されない場合には、これらに関係する評価項目に対する評価をいたしません。）。

(3) 代理申請について

行政書士法（昭和２６年法律第４号）の規定に基づく代理申請を行う場合、必ず共同審査共通書類の「競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状（様式 14)」を提出してください。

４ 再審査（合併等）の申請

競争入札参加資格者は、次の①から④に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請が必要となります。共同審査システムによる受付はできませんので、**第Ⅱ**の**１(3)**の問合先に連絡してください。

なお、再審査の申請に係る資格決定日は、その都度定めるものとします。

① 競争入札参加資格を有する者の事業又は営業が相続、合併、分割、譲渡により移転されたとき。

② 競争入札参加資格を有する個人事業主が、事業継承や法人へ変更するなど、組織に変更を生じたとき。

③ 競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員（競争入札参加資格を有する組合員に限ります。）を変更したとき。

④ 競争入札参加資格を有する者が会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生

法に基づく再生手続開始の決定を受けたとき。

５　変更届の提出について

次のいずれかに該当するときは、記載事項の変更を速やかに届け出なければなりません。提出は一般財団法人 北海道建設技術センターの北海道市町村入札参加資格共同審査システムより行ってください。なお、届出の際は、共通様式「競争入札参加資格審査申請書変更届（変更様式１）」にその変更を証明する書類（登記事項証明や委任状等）を添付してください。

①　商号又は名称に変更があったとき。
②　代表者に変更があったとき。
③　受任者に変更又は廃止があったとき。
④　本店（主たる営業所）の所在地に変更があったとき。
⑤　受任先営業所の名称、所在地に変更があったとき。
⑥　本店（主たる営業所）の電話番号、ＦＡＸ番号に変更があったとき。
⑦　受任先営業所の電話番号、ＦＡＸ番号に変更があったとき。
⑧　建設業の許可、その他の登録に関する事項に変更・更新があったとき。（単純更新についても変更届の提出が必要です。）
⑨　経営事項審査に変更・更新があったとき。（単純更新についても変更届の提出が必要です。）
⑩　技術職員数又は資格等保有者数に変更があったとき。
⑪　資本金に変更があったとき。
⑫　舗装プラントの所在地、鋼橋上部の製作工場の所在地に変更があったとき。
⑬　実印、使用印に変更があったとき。
⑭　資本関係・人的関係に変更があったとき。
⑮　入札参加資格の一部を取り下げたいとき。

なお、変更届を行う前に一般競争入札に参加しようとするとき又は、指名競争入札における指名通知を受けたときは直ちにその旨を、**７問合先**に連絡してください。

６　結果の通知について

資格審査の終了につきましては、令和９年３月にメールにてお知らせいたします。資格審査の結果は、メール及び市のホームページへの名簿掲載並びに情報公開コーナーでの閲覧による公表となります。

７　問合先

岩見沢市総務部契約検査管理課契約係
電話番号　０１２６－３５－４８５９（直通）